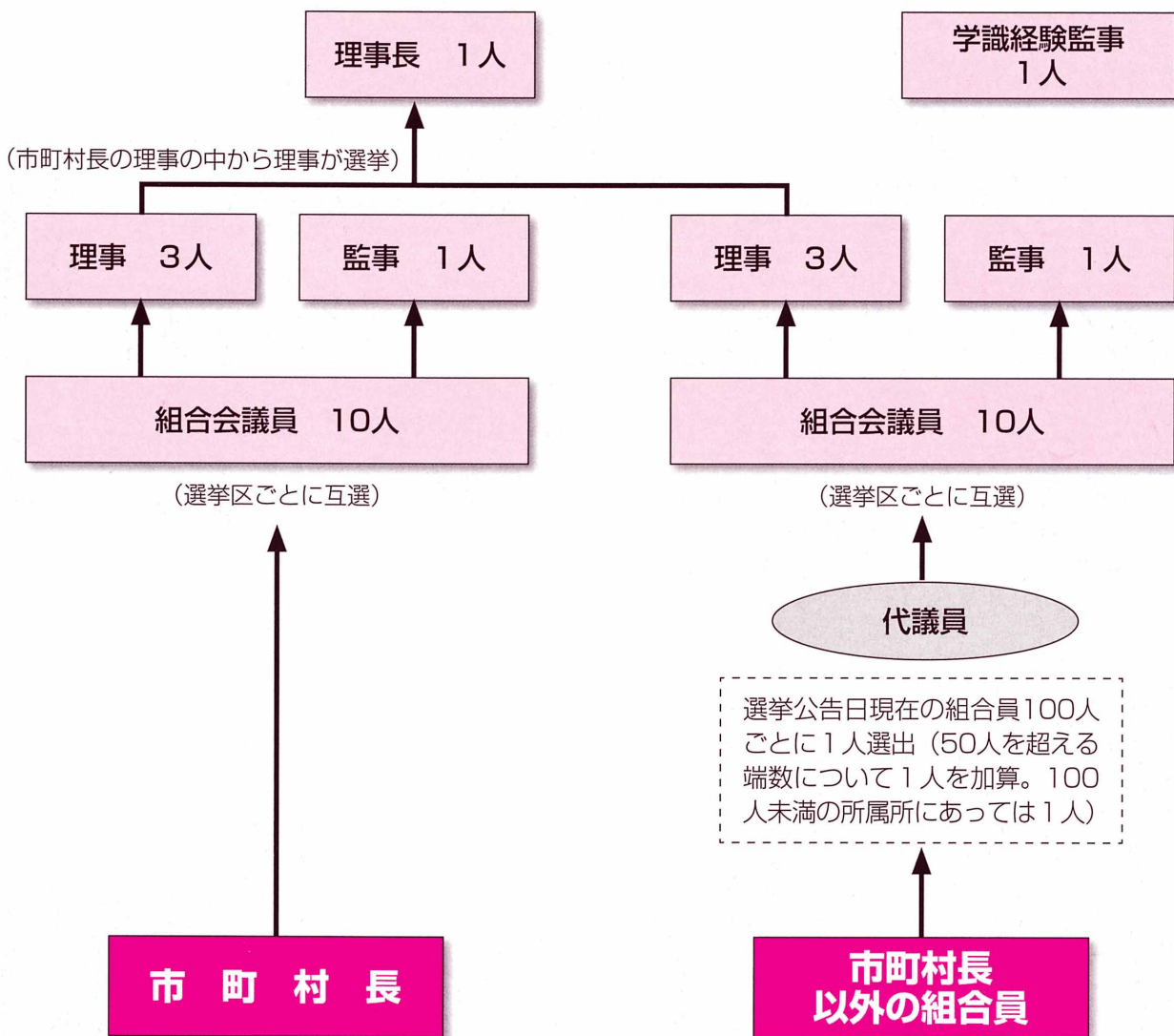


組合会議員選挙

共済組合の機関と選挙のしくみ

共済組合には、業務を民主的かつ適正、円滑に運営するために、次の3つの機関が設けられています。

- 1) 議決機関：組合会…予算、決算、定款・運営規則の返納等重要事項を議決します。
- 2) 執行機関：理事長、理事…理事長は、共済組合を代表し、その業務を執行します。理事は、理事長を補佐して業務を執行します。補助機関として、共済組合事務局があります。
- 3) 監査機関：監事…共済組合の業務を監査します。



選挙の方法

代議員および議員の選挙は、原則として投票により行うことになっていますが、それぞれの選挙の有権者の過半数の者に異議がないときは指名推せんの方法でよいことになっています。